

国の負担軽減策による 電気料金値引きの算定方法

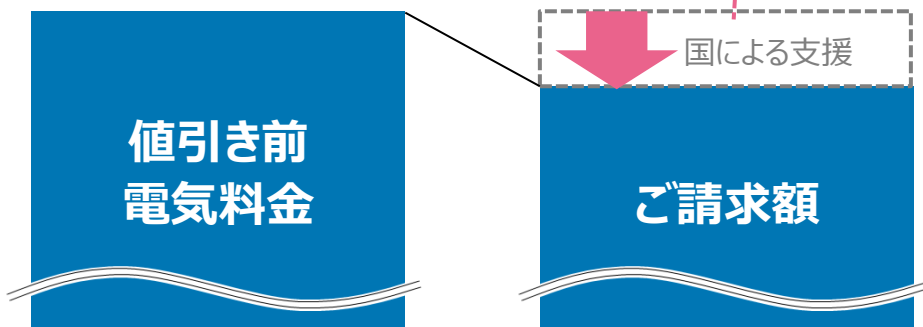
シンプルでんき B（北海道）

国による電気料金の負担軽減策にもとづき、お客さまのご負担軽減の措置（以下、「本措置」）として、電気料金ご請求時に、電気ご使用量1kWhあたり、次の単価の値引きを行います。

値引き単価（電気ご使用量1kWhあたり）

・2026年2月分	4.5円
・2026年3月分	4.5円
・2026年4月分	1.5円

毎月、1か月の電気ご使用量に応じて値引き



本措置による「シンプルでんき B（北海道）」における値引き方法は、以下のとおりです。



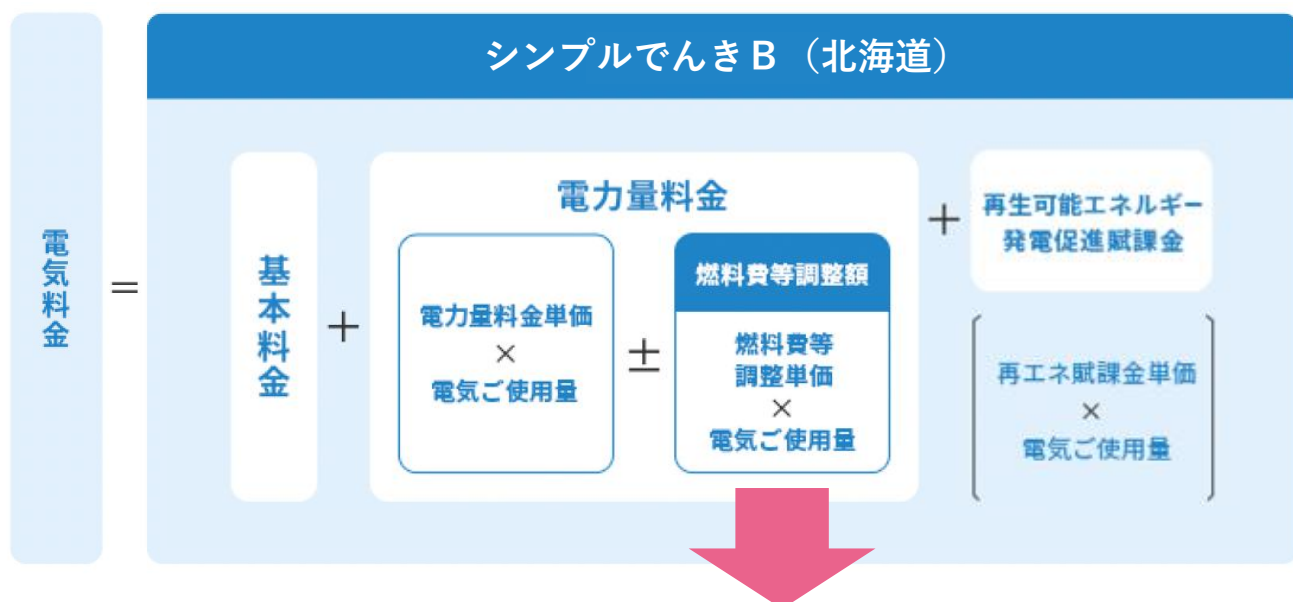
目次

- ▼ [値引きの算定方法](#)
- ▼ [燃料費等調整単価・値引き後の電気料金のご確認方法](#)
- ▼ [電気料金値引きの取扱い](#)

値引きの算定方法

- 毎月の電気料金の算定において、燃料費等調整額を値引きいたします。具体的には、燃料費等調整単価から値引き単価を差し引いた単価にもとづき、燃料費等調整額を算定のうえ、電気料金に反映するものです。

「シンプルでんき B（北海道）」における算定方法



通常の燃料費等調整額： 燃料費等調整単価 × 電気ご使用量 (kWh)

↓
本措置による燃料費等調整額： (燃料費等調整単価 - 値引き単価) × 電気ご使用量 (kWh)

本措置にもとづく燃料費等調整単価

- 本措置にもとづく燃料費等調整単価（1kWhあたりの値引き単価を差し引いた後の単価）については、当社ホームページに掲載の「燃料費等調整単価のお知らせ」よりご確認ください。
- ※本措置の対象期間となる月分に掲載いたします。

燃料費等調整単価のお知らせ（2026 年 x 月分）

当社が提供する料金プラン^{※1}の料金に適用する燃料費等調整単価は、以下のとおりです。

2026 年 x 月分				(単位：円/kWh)
	燃料費調整単価		離島ユニバーサルサービス調整単価 (B)	燃料費等調整単価 (A + B)
	平均燃料価格で算定した調整単価	適用調整単価 ^{※3} (A)		
東北電力エリア	▲x.xx	▲x.xx	▲x.xx	▲x.xx
北海道電力エリア	▲x.xx	▲x.xx	▲x.xx	▲x.xx

(参考)

- ・ 各平均燃料価格（算定期間：2026 年 x 月～2026 年 x 月）

平均原油価格	平均液化天然ガス価格	平均石炭価格
xx,xxx 円/kl	xx,xxx 円/t	xx,xxx 円/t

- ・ 前月分との比較

	2026 年 x 月分	2026 年 x 月分	差
東北電力エリア	▲x.xx 円	▲x.xx 円	x.xx 円
北海道電力エリア	▲x.xx 円	▲x.xx 円	x.xx 円

※1 「スマートでんき」、「シンプルe でんき」、「シンプルでんきB（北海道）」、「シンプルでんきC（北海道）」、「シンプルでんきD（北海道）」をいいます。

※2 消費税等相当額を含みます。

※3 国の「電気・ガス料金支援」による軽減措置により、「平均燃料価格で算定した調整単価」から x.x 円/kWh を差し引いた単価を適用いたします。

【掲載ページ】 <https://www.tohoku-frontier.co.jp/plan/other/fuelcost/>

値引き後の電気料金のご確認方法

- 値引き後の電気料金は、マイページの「請求情報」より、ご確認ください。（本措置の対象期間においては、ご請求金額には、値引きを反映した後の金額が掲載されます。）

国の負担軽減策による電気料金値引きの取扱い シンプルでんきB（北海道）

この取扱いは、国の「電気・ガス料金支援」等にもとづく電気料金の支援措置により、東北電力フロンティア株式会社が行う電気料金値引きについて定めたものです。

1. 適用範囲

この取扱いは、個別約款のシンプルでんきB（北海道）の適用を受けるお客さまに適用いたします。

2. 適用期間

次の期間といたします。

（1）2026年1月の検針日から2026年4月の検針日の前日まで

3. 燃料費調整単価

2（適用期間）に定める適用期間における燃料費調整単価は、シンプルでんきB（北海道）個別約款別表2（燃料費調整）(1)ロ（燃料費調整単価）によって算定された値から、次の値引き単価を差し引いた値といたします。

	値引き単価 (1kWhにつき)
2026年1月の検針日から2026年3月の検針日の前日まで	4.50円
2026年3月の検針日から2026年4月の検針日の前日まで	1.50円

4. その他

その他の事項については、基本約款および個別約款によるものといたします。

以上